

供託手続関係

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

松山地方法務局四国中央支局

松山地方法務局四国中央支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：**日本銀行伊予三島代理店**
(伊予銀行三島支店)

取扱店変更日：**令和3年7月1日(木)**

新たな取扱店：**日本銀行愛媛県西条代理店**

(伊予銀行西条支店：西条市大町字弁財天681-1)
営業時間：9時から15時まで

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行伊予三島代理店(伊予銀行三島支店)において納付手続を行うことはできません。

✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に行かずにゆうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問合せください。

〒799-0405 四国中央市三島中央五丁目4番31号

松山地方法務局四国中央支局 電話：0896-23-2407